

件 名 市営住宅特定建築物定期調査業務

	質 疑 事 項	回 答
1	外壁の全面打診(足場、ゴンドラ、高所作業車等利用)又は、赤外線カメラを利用した点検が必要な団地はあるのでしょうか。なければ手の届く範囲の打診(共用部からも含め)と考えて宜しいですか。	外壁の全面打診及び赤外線カメラを利用した点検が必要な団地はありません。手の届く範囲での打診及び目視確認をお願いします。
2	報告書は大阪建築防災センター提出の控えのみを、提出すると考えて宜しいですか。	報告書として大阪建築防災センター提出の控え及び市契約書類(現場説明要綱 7.提出書類参照)を提出してください。
3	外壁の全面打診等が対象となる住棟はありますか。	外壁の全面打診等が対象となる住棟はありません。
4	上記調査対象がある場合、赤外線法でよろしいですか。	上記調査対象はありません。
5	専用部分は、調査対象外と考えてよろしいですか。	専用部分は、調査対象外です。
6	上記調査対象が含めれる場合の住戸数をお教え願えますか。	上記調査対象はありません。
7	別途報告対象の建築設備及び防火設備があった場合、当該業務には含まれないと考えてよろしいですか。	当該業務に含みません。